

## 実施方針の策定の見通しについて

令和6年9月26日

民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）第15条第1項及びPFI法施行規則第2条の規定に準じ、下記のとおり実施方針の策定の見通しを公表します。

特定事業の名称	事業期間	特定事業の概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）	実施方針で公表	広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）の設計・工事・維持管理に関する一連の業務	広島県広島市中区基町	令和6年10月（予定）